

芸術文化観光専門職大学聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号）第37条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 聴講を願い出る者は、聴講生許可願（様式第1号）に健康診断書、写真2枚を添え、所定の期日までに、教育企画課に提出しなければならない。この場合において、願い出る者が外国人の場合にあっては、住民票の写しも併せて提出しなければならない。

(選考)

第3条 聴講生の選考は、聴講生許可願（様式第1号）その他の書類による審査等に基づき、教授会の意見を聴いた上で、行うものとする。

(許可の手続)

第4条 学長は、前条の規定による選考に合格し、所定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学の時期及び聴講期間)

第5条 入学の時期は、各学期の始めとする。

2 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

3 前項の聴講期間に引き続き聴講を願い出る者は、改めて第2条に規定する手続によらなければならない。

(聴講科目)

第6条 聴講することができる科目については、科目等履修生規程第10条の規定により定めるものに準ずる。

(聴講科目取消)

第7条 聴講科目の取消しをしようとする者は、当該聴講科目の授業が始まる前までに、聴講科目取消願出書（様式第2号）により願い出るものとする。

(許可の取消し)

第8条 学長は、聴講生として不適当と認められた者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日改正）

この規程は、令和5年3月1日から施行する

様式第1号（第2条関係）

写真添付

縦4cm×横3cm
の写真を使用して
ください。

聴講生許可願

令和 年 月 日		
芸術文化観光専門職大学長 様		
ふりがな 氏 名 _____		
本籍地(都道府県のみ)		生年月日 年 月 日生
現住所	〒	TEL
職業 (具体的に)		勤務先及び所在地 TEL
最終学歴	年 月 卒業・修了	
以下の※については外国人の志願者のみ記載してください。		
国籍※		在留資格※
在留期間※	年 月 日まで	
日本における 緊急連絡先※	氏名	
	住所	〒 TEL
本国連絡先※	住所	〒 TEL
聴講生として、別紙様式「志望理由書」を添えて下記科目の履修を願い出ます。 (複数科目を願い出の場合は、科目ごとに志望理由書を作成してください。)		
記		
科目名	曜日・時限	備考

様式第2号（第6条関係）

聴講科目取消願出書

令和 年 月 日

芸術文化観光専門職大学長 様

氏名_____

令和 年 月 日付で聴講を願い出ました聴講科目のうち、下記の科目については取り消したいので願います。

記

取消理由

科目名	教員名	曜日・時限	備考